

平成 27 年度 第 2 回四條畷市環境審議会 議事摘録

○ 日 時 平成 28 年 1 月 25 日 (月) 14 : 00 ~

○ 場 所 四條畷市役所 本館 3 階 委員会室

○ 出席委員 = 14 名 : 福田会長、奥田副会長、長畑委員、岸田委員、大川委員、
鈴木委員、松田委員、太田委員、長谷川委員、大重委員、
西川委員、黒岡委員、諸岡委員、藤原委員

(欠席委員 = 1 名 : 高岡委員)

○ 傍聴者 = 0 名

○ 事務局 = 5 名 : 吐田都市整備部長、野田都市整備部生活環境課長、橋本都市整備
部生活環境課エネルギー政策担当課長、山根木都市整備部生活環
境課主任、林都市整備部生活環境課主査

担 当	内 容
事務局	<p>定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>只今から、平成 27 年度第 2 回四條畷市環境審議会を開催いたします。</p> <p>私は、生活環境課の橋本でございます。本日の議題に入るまでの間、本会を進行させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>まず、本日の審議会委員の出欠状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>本日、高岡委員におかれましては、所用のため欠席させていただくとのことご連絡をいただいております。</p> <p>審議会委員の総数は 15 名、そのうち、本日、ご出席の委員は 14 名、欠席されている委員は 1 名でございます。したがって、審議会委員総数の過半数の出席をいただいておりますので、四條畷市環境審議会規則第 4 条第 2 項の規定に基づき、本日の会議が成立していますことをご報告させていただきます。</p> <p>続きまして、審議会の開催にあたり、森川副市長から委員の皆様にご挨拶申し上げます。</p> <p>副市長よろしく申し上げます。</p>

<p>森川副市長 事務局</p>	<p>－ 副市長あいさつ －</p> <p>引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。</p> <p>《事務局 5名の紹介》</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、副市長は、この後、公務がございますので、誠に申し訳ございませんが、ここで退席させていただきます。ご了承いただきますようお願いいたします。</p> <p><副市長退席></p> <p>次に、ここで、傍聴者の入場についてお諮りします。現在、傍聴者は、おられませんでしたが、本日の会議については、非公開とする理由は、特にないと考えられますので、傍聴希望者が来場されれば許可することに、致したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>－ 「異議なし」の声あり －</p> <p>それでは、会議を進めてまいりたいと思っておりますが、これより議事進行につきましては、四條畷市環境審議会規則第4条第1項の規定により、福田会長にお願いいたします。それでは議事の進行を福田会長よろしくお願いいたします。</p>
<p>福田会長</p>	<p>それでは、これより、議事進行を努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず、事務局より本日の資料と案件の内容について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、会議次第をご覧ください。本日の案件につきましては、案件(1)「なわての環境（平成27年版）について」、案件(2)「四條畷市環境審議会専門部会からのごみ減量化施策としての家庭系ごみの有料化及びその導入方法、課題に係る検討報告について」について、ご審議願います。</p> <p>それでは、まず、案件(1)「なわての環境（平成27年版）」について、ご説明いたします。</p>

	<p>《「なわての環境の説明」》</p>
福田会長	<p>ただいま、事務局から説明を受けましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。</p>
大重委員	<p>10ページ、ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、環境基準による大気汚染の評価方法が設定されています。84ページ表1参照とあるが、84ページを見てもダイオキシン類の項目がありません。実際は27ページに記載があるが、これはどういうことでしょうか。</p> <p>また、27ページ表3-21は、大気、水質、水底、土壌と4項目の環境基準を記載しているものの、下段の「2. ダイオキシン類に係る分析調査」には、大気中の分析結果がないのはなぜでしょうか。例えば、測る施設が無いのであれば測ってませんか、何らかの記載があっても良いではないでしょうか。</p> <p>また、29ページには、ダイオキシン類対策特別措置法ではダイオキシン類濃度の年1回以上の測定及びその結果の知事への報告義務の記載もあるがなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>前段については、ページ番号の誤りです。修正致します。</p> <p>中段の大気については、大阪府が測定しており、本市では測定してないところから、抜けております。今後は、大阪府の発表のところをご案内するよう修正致します。</p> <p>最後、知事への報告義務については、焼却炉ということで、現在、大字清瀧地内にある四條畷市交野市清掃施設組合が設置した「ごみ焼却施設」の焼却炉について組合が報告しており、あくまでも排出者としての義務であり、市の報告ではございません。したがって、「なわての環境」には記載しておりません。</p>
太田委員	<p>80ページ「4. 水辺の保全」で「③アドプト・リバー事業の推進」の部分にあるように、現在、天野川でアドプト・リバー事業を進められています。</p>

	<p>また、38ページに環境保全活動団体の状況で、23番にアドプト・リバープログラム 天の川桃源郷（田原・天野川を美しくする会）の記載もあり、その活動内容の記載が49ページの「②下田原生き物調査隊」として紹介されている。以前はアドプト・リバーで一つの項目があったと記憶しているがどうでしょうか。</p>
事務局	<p>49ページの「②下田原生き物調査隊」もアドプト・リバー事業の一つであることから、48ページ「⑥アドプト・リバー」の項目にまとめて記載するなど修正いたします。</p>
大重委員	<p>21ページ「3. 水質汚濁対策」の「(1)生活排水対策」で、平成20年6月に「四條畷市生活排水処理基本計画」を策定し、より現状に即したものとするため、平成26年3月に見直しを行いました。とあるが、何をどう見直したのかの記載がないのはなぜでしょうか。</p>
事務局	<p>記載するよういたします。</p>
大重委員	<p>51ページ「②市立環境センター修景施設」の記載があるが、この施設の利用者は学校単位とかわりでしょうか。また、良い施設なので存在をもっとPRすべきでないでしょうか。</p>
事務局	<p>学校単位もあるがハイキング者も含まれています。今後、広報やホームページ等を活用して周知に努めていきます。</p>
長谷川委員	<p>市立環境センター修景施設の場所はどこですか。</p>
事務局	<p>浄水場の跡地であり、南野6丁目地内です。</p>
大重委員	<p>33ページ「(2) し尿処理施設」の四條畷市立環境センターと市立環境セン</p>

事務局	<p>ター修景施設は別ものなのでしょうか。</p> <p>環境センターには、「し尿」を希釈する処理施設と修景施設の2つがあります。</p>
大重委員	<p>55ページ「第7節 快適な住環境の整備」、図4-1空き地適正管理文書送付実績で、7月、10月、12月だけを取り出したグラフになっていますが、このグラフには意味がないと思います。こういった目的のグラフなのでしょうか。</p>
事務局	<p>年に3回、苦情の有無に関わらずに空き地等を調査して、適正管理の依頼文書を送付した結果をグラフ化したもので、記載の仕方については検討したいと思います。</p>
福田会長	<p>今まで文書で依頼しても適正管理を行ってもらえなかったのが、こうした地道な努力によって減少した。このことは評価できるのでないでしょうか。ですので、今、委員から問われて消すのか残すのかをはっきりした方がいいです。また、このグラフを作成した意図も大切だと思います。</p>
事務局	<p>年に一度、通知して終わりではなく、応じてもらえない方に対して再度、再度、通知します。こうして3度も通知することで空き地等の適正管理が進んで管理不備な空き地が減ったというグラフです。ただ、平成24、25、26年と見たときに空き地等の適正管理がどれだけ進んだかということは判らないので、どういうグラフにするべきか、このように数回、通知することで空き地等の適正管理が進んだというグラフにするのか検討いたします。</p>
大重委員	<p>検討した結果、修正した場合、どういう理由で変更したかわからないので、その理由（説明）も記載して欲しいです。</p>

事務局	承知いたしました。
福田会長	<p>他にご質問ご意見がないようですので、今日のご意見を踏まえて、事務局にて修正し、次回の審議会で、最終の確定したものを配布するということでよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p> <p>それでは、案件(2)に移らせていただきます。案件(2)につきましては、専門部会からの検討結果の報告になります。専門部会会長の鈴木委員よりご報告をお願いいたします。</p>
鈴木委員	<p>専門部会としてとりまとめをさせていただきました。長谷川委員、大重委員、西川委員、太田委員、松田委員とともに4回にわたり検討を進めてきました。</p> <p>専門部会における検討結果につきましては、事前配布されている「ごみ減量化施策としての家庭系ごみの有料化及びその導入方法、課題に係る検討報告書」にまとめております。まず、報告書の内容について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《報告書の説明》</p>
福田会長	<p>専門部会会長からは、何かご意見等がありますか。</p>
鈴木委員	<p>専門部会委員の皆さま大変ありがとうございました。幅広い議論ができたと思っています。一般的に有料化ということで話をしていく中で、それぞれの立場での意見を網羅した形でとりまとめを行うことができました。</p> <p>専門部会会長という立場であったため、委員の皆様の意見を尊重し、あまり主張をしてこなかったところではありますが、報告書では、可燃ごみについては、まだ心配なところや検討をしなければならない部分もあり、全員の意見として</p>

一致しているところです。

粗大ごみ・不燃ごみについては、一部有料化されている部分があること、定期的なところもあり、意見が分かれたところです。

全体の有料化については、時期尚早かと思えます。ただ四條畷市市民がこれから、どう快適な環境を作っていくのかという視点からすると、粗大ごみ・不燃ごみについても、一定、有料化を考えて行く時期にきていると思えます。

行政の予算は限られている中で、どうバランスをとるかは大きな議論であるますが、粗大ごみ・不燃ごみをたくさん出している、環境に対して負担をかけている人に対して税金をかけて行くことに対する公平感については、やはり考えて行くべきところかと思えます。

それから、私は、京都市で可燃ごみ・粗大ごみの有料化について議論したり、見てきたところではありますが、有料化されていないところから有料化の議論をしようとすると、やはり心配になります。これは、非常に大切な意見であると思えます。これについては、ぜひ、市の方でも考えていただきたいところがあります。また、実際に有料化となった後になります、結果的に、ごみを出すと費用が掛るために、少しでも減量化に努めようということが市民の中に生き続くことは、間違いないところです。その中で大きなごみについては、特に家電リサイクル法の対象品については高い費用負担をしてリサイクルしてもらっている事実があるので、それと同等の製品についても、やはり、費用が発生することを認識していただくことは理解が得られやすいと思えます。

有料化がなされると皆が公平感も感じられると思えます。また、有料化後に以前の無料の方が良かったという意見はあまり聞かないところがあります。しかしながら、無料から有料化には非常に心配なところがあります。また、専門部会でも意見が出ました大切なことですが、どうやって、なぜ、今なのか、どう説明したらいいのか、については心配なところがございます。有料化になったら、どうなるのかも含めて、行政でしっかり対応することができれば、そうした時期であると思えます。

福田会長

事務局からは、何か考えがありましたら説明願います。

事務局

報告書に記載がありました、粗大ごみ・不燃ごみについて、排出量・排出頻度に差があり、また、費用負担について不公平感があるという箇所につきまして、実際のデータを元に新たに資料としてまとめましたので、説明させていただきたいと思います。「追加参考資料」として用意しておりますので、配布させていただきます。

<「追加参考資料」配布>

資料の説明に入る前に、現在の粗大ごみ・不燃ごみの手数料等についてご説明いたします。

月に1回、5点まで申し込みができ、手数料は無料です。点数は、単品として出す場合は1品が1点となり、小さなものをまとめて袋に入れた場合や、まとめて箱に入れた場合は、1袋または1箱が1点となります。また、棒状のものを束ねて出す場合は、一定の長さとして1束が1点となり、合計数が5点までが無料となっています。

5点を超える場合や、月に2回以上となる場合は臨時ごみとして有料となっており、また、自己持込みをする場合、引越しごみの場合も有料となっております。

また、北河内の手数料の事例では、有料の対象として指定するごみ1点に対し、300円～1800円となっており、品目ごとに手数料を設定している守口市及び枚方市で、300円から1800円、門真市で300円から1500円となっております。なお、寝屋川市では10kg毎に270円となっております。

では、表の説明に入ります。平成26年度末時点の全世帯は23749世帯であり、そのうち10434世帯が粗大ごみ・不燃ごみの排出世帯となっており、約44%に当たります。残りの56%の粗大ごみ等を排出していない世帯も排出世帯の出された粗大ごみ等に係る収集・運搬・処理費用を負担していることとなります。

粗大ごみ等の平成26年度の総排出点数は87360点となっており、総受付件数は22145件で、全世帯での平均排出点数は、1年間1世帯当たり3.68点と

なりますが、粗大ごみ等を排出している世帯での平均排出点数は、1年間1世帯当たり約8点となります。

ここで年間の平均排出点数である8点を出している世帯は390世帯となっております。

現在、手数料が無料となっておりますので、具体的に手数料としてどの程度となるかを見ていただくために、平成26年度に排出された品目を枚方市の手数料にあてはめて、算出いたしました。

なお、枚方市では大きさに関係なく指定する品目、大きさ・長さにより判断する品目として有料の対象となる1点に対し、300円～1800円と設定されております。

年間8点を出している390世帯のうち、無作為に10世帯を抽出したところ、その10世帯の1年間当たりの手数料の平均額は900円、10世帯のうち最高の額は2100円、最低額は300円となりました。これは、手数料として収集・運搬・処理費用の一部を負担していただくもので、この手数料によって、処理等の費用のすべてをまかなっているものではなく、処理等にはそれ以上の費用が必要となります。

この10世帯の品目の内訳として、袋又は箱にまとめて出されたものが2点の世帯は3世帯、5点から7点の世帯が7世帯となっており、これは無料となっており、有料の対象となる大きなものは少ないことがわかりました。

また、排出点数が多い世帯では、上位から1年間に60点を出されている世帯が1世帯、55点が5世帯、54点が1世帯となっており、この上位7世帯の中では、1年間当たりの手数料の平均額は2443円、最も高かった額は6900円となりました。排出点数が多い世帯としてサンプルした中での算定であり、実際には最高額の6900円を上回る世帯もあるのと思われます。

手数料額はあくまでも枚方市の手数料による算出となりますが、現状の粗大ごみ・不燃ごみについて、排出量等に係る資料の説明です。

福田会長

専門部会からの報告書では、家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）と家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）の2つに分けて検討結果が記載されております。

まず、家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）について審議したいと考えます。

専門部会からの報告では、家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）については、有料化以前に、紙類が資源となることについて、市民自らの意識の改革、資源化の方法を含めた市民への周知・啓発、集団回収といった市民との協働などの取り組みをさらに進めることで、ごみの減量化への余地は残されていることや他市の状況も見据えながら行う必要があります、有料化については時期尚早と考えられる旨の検討結果となっています。家庭系一般廃棄物（可燃ごみ）について、審議会としては、ご異議ありませんでしょうか。

松田委員

可燃ごみは生活をしているうえで、日常的にみんなが出していますが、粗大ごみは、出している人、出していない人があり、また、出す頻度やその量も差があると思います。さきほどの事務局からの粗大ごみ等の排出点数等の説明からもわかりましたが、全世帯の内の約4割程度の世帯で粗大ごみ等を出していること。また、出す点数の多い世帯で年間60点、年間を通して出していない世帯もあります。

出していない約6割の世帯が、粗大ごみ等を出している世帯の処理費用をも負担していることは、公平性を欠くものだと思います。ごみを処理するには費用はかかるもので、出す量に応じた負担、受益に対してその費用を負担することは当然ではないかと思います。有料化は、物を永く使ったり、大切に使用するという意識があがり、それによってごみの減量化に効果があると思いますし、また、専門部会でも確認されたと思います。

私は市と協働して、使わなくなった食器などの再使用をする食器市を行っています。去年も年配の方から小さなお子さんまで多くの方が来ていただきました。自分が使わなくなったものでも、他の人は必要としているんじゃないかと考えることで、結果として、みんなで物を大切にするという意識づくりやごみの減量化につながると思います。

さきほども言いましたが、ごみとして出す方がその費用として負担することは、受益に対して当然と思いますが、物を大切に、ごみとして出すことはよく考えて、不要となった食器などは捨てずに食器市に持って行く。そういった

	<p>効果もあると思います。私は、食器市やリユース展への活動を引き続き、行って行きたいと思います。</p>
事務局	<p>松田委員の意見は、次の粗大ごみ・不燃ごみについてのご意見として承ります。</p>
福田会長	<p>「可燃ごみ」について、ご異議がありませんでしたので審議会としては、専門部会の報告とおり、時期尚早といたします。</p>
事務局	<p>可燃ごみにつきましては、今後も減量化に努めるとし、特に紙類につきまして、市民自らの意識の向上を促すとともに、資源化の方法を含めた市民への周知・啓発、集団回収といった市民との協働などの取り組みをさらに進めて参ります。</p>
福田会長	<p>次に、家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）については、専門部会では有料化を実施すべきとまだ実施すべきではないとした両意見がありました。事務局としての方針はありますか。</p>
事務局	<p>専門部会での有料化を実施すべきとまだ実施すべきではないとした両意見を受けまして、今回の審議会におきまして、ごみ減量化施策としての粗大ごみ・不燃ごみの有料化についてご審議していただくうえで、まず、手数料体系に係る考え方について説明させていただきたいと思います。「追加参考資料」も用意しておりますので、配布させていただきます。</p> <p><「追加参考資料」配布></p> <p>粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系に係る考え方（案）をご覧ください。 左側が現在の体系で、右側が新しい体系の考え方です。 上段ですが、現在、月1回、5点まで申し込みができ、無料となっております。</p>

す。新しい体系でも、月1回、5点まで申し込みができることは変わりありません。手数料の体系としまして、品目1点あたりの手数料とした体系づくりを考えております。

有料の対象となるものは、着色部分の大きさに関係なく指定した品目、一定の大きさにより判断する品目です。ただし、大きさにより判断する品目では、一定の大きさに満たないものや、小さなものを45Lの袋に入れた場合などは無料となります。なお、指定品目や有料の対象となる大きさについては、今後検討をしております。

図の例では、有料となるもの2点を出した場合、残りの3点まで無料のものを出せるということになります。なお、粗大ごみとして出す場合にも、小さく分解して袋に入る大きさや手数料の対象となるサイズ未満とする場合は無料となります。

また、粗大ごみの中には可燃物もありますが、可燃物を小さく分解して45L袋に入れれば、無料である可燃ごみとして出すこともできます。

次に上段の定期収集以外の、引越しごみや臨時ごみ、自己搬入ごみについて説明いたします。

図では下段になりますが、現在はかさ・立法メートル当たりによる手数料体系で有料となっています。

新しい体系では、引越しごみや臨時ごみは、まとめて臨時ごみとして扱います。また、手数料体系は、現在のかさから、上段の通常の排出と同じように、品目1点あたりの手数料とした体系づくりを考えております。

また、自己搬入する場合は必要ありませんが、臨時ごみとして出す場合は、別途、収集運搬に係る基本料金を考えております。なお、上段で無料となっている一定の大きさに満たないものや、小さなものを45Lの袋に入れたものでも、有料の対象とし、その点数に応じた手数料を考えており、何点毎とするかなどは、今後検討をしております。

手数料体系に係る考え方については以上です。

次に有料化の実施について、考え方を説明いたします。

粗大ごみ・不燃ごみにつきましては、可燃ごみが日常生活において恒常的に排出されることに対し、その要素が低く、永く使用する工夫をしている人もあれば、短期間で買い替えて破棄をする人もあり、排出量及び排出頻度の差が大きくなっております。

先ほどの排出世帯数等を記載した追加資料でもご説明しましたように、約6割の世帯が粗大ごみ等を出していない状況、また最高で年間60点出している排出者がある状況を見ますと、その点で、粗大ごみ・不燃ごみの有料化の実施は、永く使用する排出者にとって、短期間で排出する者の費用も含めて税金で負担しなければならないということや、まったく排出していない者が排出している者の費用も含めて税金で負担しなければならないという不公平感の解消となること、排出量に応じた費用の負担となること、何よりも排出していない約6割の世帯が、排出している世帯の費用も負担しているということは、公平性の観点からは無視できないと考えており、粗大ごみ等に係る費用の一部を排出する方が負担していただくという有料化の実施は行ってまいりたいと考えております。

また、不急の商品購入の抑制、製品の再使用の促進や物を大切に使用するという意識の向上とそれに伴うごみの減量化及び処理費用の削減といった効果もあるところで、最終処分場の受け入れに限界があることから、減量化目標の達成にとどまることなく減量化を進める必要があることから有料化の実施は行ってまいりたいと考えております。

なお、さきほども申し上げましたが、手数料体系につきましては、大きさに関係なく指定する品目、大きさ・長さにより判断する品目として、品目1点あたりの手数料とした体系づくりを考えており、粗大ごみ等に係る費用の一部として、近隣市の料金水準や住民の負担感へ配慮して定めてまいりたいと考えております。

また、北河内7市の動きといたしましても、参考資料9の「北河内7市のごみ手数料の状況の詳細」にありますとおり、大東市は東大阪市との共同処理のため東大阪市と調整を図りながら検討を予定している状況で、守口市、門真市、寝屋川市、枚方市においては既に粗大ごみの有料化が行われていることから

	<p>も、手数料につきましては、近隣市の動向とかけ離れないようにすることも必要と考えております。</p> <p>なお、有料化の実施とあわせまして粗大ごみの中には可燃物もありますが、小さく分解して袋に入る大きさとして無料である可燃ごみとして出す方法や、粗大ごみとして出す場合にも、小さく分解して袋に入る大きさや手数料の対象となるサイズ未満として無料枠の範囲で出す方法などもあわせて周知も図っていくことや、報告書にも、一致した意見や、有料化以外に有効と考えられる事項としてありますように、リユースに係る周知、啓発と家具等のリユース展を継続し、更なる周知、啓発を図るための申込時の案内などの検討や、不法投棄対策として、パトロールの強化に努め、不法投棄ごみの早期発見と速やかな撤去、バリケードや看板設置などの継続実施を考えております。</p> <p>以上のことから、市としましては、家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）の有料化について実施すべきと考えております。</p>
福田会長	<p>市からは、処理費用負担に係る不公平感の解消及び公平性の確保などのほか、ごみの減量化及び処理費用の削減効果が期待できることから、ごみ減量化施策として有料化の実施と、また、あわせた有料化以外の施策の実施について提案がありました。</p> <p>当審議会として、家庭系一般廃棄物（粗大ごみ・不燃ごみ）の有料化について結論を出したいので、各委員のご意見をいただけますでしょうか。</p>
太田委員	<p>今、事務局から出た考え方ですが、専門部会で審議してきたものから、今日の、この考え方がどのようにして出てきたのか説明願いたい。専門部会で何回も議論してきた内容と違う方向が出てきていると思います。</p>
事務局	<p>専門部会の中では、実施すべきとした意見と、まだ実施すべきではないとした意見の両方がございました。</p> <p>そうした中で、ごみ減量化施策を検討していただくための専門部会においては、有料化を実施する旨の手数料などの考え方を、事務局からは提示すること</p>

	<p>が難しかったという思いでございます。</p> <p>そして、専門部会でまとめていただいた報告書を受けて、いわゆる、実施すべきとした意見と、まだ実施すべきではないとした意見の両方の結果を受けまして、今後、市は有料化を実施すべきと考えたものです。</p> <p>また、専門部会から本審議会にご審議の場が上がった現在では、やはり事務局の考え方を提示しないままでご審議いただくのは難しいと考え、一定の事務局の方向性をお示めしする必要があると考えましたので、本日、考え方をお示しした次第であります。</p>
太田委員	<p>まず元に戻って、市長から諮問を受けて審議会から専門部会が立ち上がって検討してきた。諮問の中では、ごみ減量化施策としての有料化を検討するとなっております。</p> <p>私としては過去の審議会やこの専門部会において、どのように減量化をしたら良いのか、或いは、私なりに提案もして、色々、議論をしてみいました。</p> <p>また、今日もごみの量が減ってきている説明も受けた中で、不公平感といった理由から有料化となるのは、今までの議論とは違っていると思います。まず、その点を言っておきます。</p>
事務局	<p>確かに目標年度である平成29年度から比例配分した、平成26年度の計画値を達しており、満足している現状は十分認識しております。</p> <p>しかしながら、本来のごみの在り方につきましては、報告書にも記載しておりますが最終処分場である大阪湾広域臨海環境整備センターの埋め立て地への受け入れに限界があり、身近に迫っている問題としてとらまえ、減量化目標の達成に留まることなく、有料化以外の手法も含めた更なるごみの減量化を推進する必要があると考えております。</p>
大重委員	<p>それでは何のための専門部会であったのかということになりませんかでしょうか。</p>

事務局	<p>専門部会におかれましては、実施すべきとした意見と、まだ実施すべきではないとした意見の両方がございました。事務局としては、この両論を受けまして、現在、月に1回、5点まで申し込みができるという制度も残しつつ、今回の考えを提示した次第でございます。</p> <p>したがって、45Lの袋に入れた場合だけであれば、引き続き、月に1回、5点まで申し込みができ、手数料は無料と考えております。</p> <p>しかしながら、大きなタンスや電子レンジなどの特別なものについては、今後、有料化の方向で進めてまいりたいと思っております。したがって、専門部会での両方のご意見を受けたことから考えた次第でございます。</p>
大重委員	<p>それならそうと、最初から言って欲しかったと思います。</p> <p>このタイミングで考え方を出されても、私たちは専門部会の中で事務局の考え方を何度も尋ねましたがその時には何も回答されませんでした。</p> <p>また、それならそうとお聞きしていれば、また違った検討の仕方があったと少し思っています。</p>
事務局	<p>専門部会に入る前の第1回審議会から、有料化ありきではだめであるという意見も頂いております。それを踏まえまして、専門部会においては、有料化を実施すべきか、実施すべきでないかという検討をさせていただいている中で、有料化を実施するような話や料金体系までの考え方を提示することは、市として初めから有料化として進めているということとなると考え、難しかったという思いでございます。しかしながら、最終的に専門部会報告で両意見が出されたということを受けまして、本審議会での審議の場が上がった段階では、やはり事務局の考え方を提示しないままにご審議いただくのは難しいと考え、一定の事務局の考え方を示す必要があると考えましたので、このタイミングで考え方を示したものです。</p>
太田委員	<p>両論併記という報告書であるが、専門部会での議論の中では、割合としてはまだ実施すべきではないとした意見の方が少し多かったのではないかと思います。</p>

	<p>ています。</p> <p>また、専門部会でも話をしましたが、自転車や電子レンジなどについては、私の所属自治会では、回収業者と協議調整して、新聞などの雑紙も含めて廃家電も月に2回、無料で回収しています。</p> <p>こういう自治会の取組みは、他の自治会では、あまり行われていないようであったことから、このような取組みを普及していかなければならないという議論もあったと思います。専門部会での議論の結果をもう少し考えていただきたいと思います。</p>
福田会長	<p>リユースの更なる推進、また大きな粗大ごみを細かくすることができれば可燃ごみとして出すこともできること、粗大ごみは極力、減少できるといった事務局の説明でした。また、6割近くの方が、ごみを排出している4割の方のごみの処理費用を負担している事実があり、その分を負担してもらえないかという事務局からの意見の提示です。</p>
太田委員	<p>私としては、なぜ、今日、こうした追加資料がでてきたのか。専門部会で追加資料が出ていればそれを含めて議論ができたと思います。</p>
福田会長	<p>この点について事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>先程も申しあげましたとおり、専門部会で、まさしく有料化についてどうしていくかと議論している中で、資料を出していくことが市において手数料も考えている、有料化を実施すべきものとして、その方向を向いて議論を進めていくことの誘導になるという懸念があり、現時点で資料を出させていただいたところ です。</p>
長谷川委員	<p>専門部会では、計4回議論を行いました。その中で、まず最初に可燃ごみについて議論をして、いろんな意見も出ました。その後、最後の方、3回目の終わり頃になって粗大ごみ・不燃ごみの議論に移りました。正直、粗大ごみ・不</p>

燃ごみのことが、これ程、重要なことであれば、前半で可燃ごみ、後半で粗大ごみ・不燃ごみというスケジュールなりを示していただけたら良かったと思います。

したがいまして、可燃ごみについては議論をたくさんできたと思いますが、粗大ごみ・不燃ごみについては、十分な話し合いができたととは思っていません。

また、粗大ごみをたくさん出している人とそうでない人がいて、不公平感があるという意見はありましたが、そもそも、粗大ごみを出さない方がいるのでしょうか。そういう人は、どのようにごみを処理しているのでしょうか。このことが私は疑問です。

私のマンションでは、新聞紙とダンボールを集団回収していましたが、今回の専門部会に参加して、新聞紙とダンボール等以外にも回収してくれる業者の存在を初めて知りました。それでマンションの理事会がマンション管理会社や業者と協議調整を行い、半年かかって、アルミ缶からバッグなどや、小型家電、古着などを集団回収する業者へ今までの業者から変えてくれました。可燃ごみに出す、不燃ごみに出す、出さざるを得ない所に自分が住んでいるという環境の人がいると思います。

私のところはこのように変更しましたが、今までは、集団回収もなかったのに雑紙も可燃ごみに出してました。しかし、業者を変えたことによって雑紙も集団回収に出せるので、可燃ごみに出すことは無くなりました。小型家電も集団回収に出せるので、粗大ごみ・不燃ごみに出さなくてもいい環境になった訳です。市民全部がこういう環境で、可燃ごみに出さなくてもいい、不燃ごみに出さなくてもいい、という環境の下で暮らしていくことが市民の平等だと思います。ごみとして出さざるを得ない、そして、それに対して負担金も払うようになるということが公平であると思います。

岸田委員

専門部会で計4回審議していただいて、私も2回傍聴に行きました。あらためて今日の審議会に臨むにあたって、議事録も再度読ませていただきました。専門部会の委員の皆さまは、ごみ減量化というところに特に重きをおいて、他

の先進事例など調査して、提案をしていただきました。また、ご自身の体験なども交えた実戦での減量化、それをもっと取組んでいくべきだという有意義な提案がある専門部会であったという印象をもちました。

この手数料体系などの事務局提案は、こうした専門部会委員の意見を軽視するような提案ではないかと感じます。

また、専門部会でまとめていただいた報告書でも意見が分かれていたということもあり、今日の環境審議会で粗大ごみ・不燃ごみの有料化をどうするかという議論は難しいと思います。また、第1回目の環境審議会において、専門部会で一定の方向が出て、環境審議会ですべてでよいということになれば、再度、専門部会で議論をしてもらうことは可能であると確認もしました。

今の議論であれば、今日、結論を出すべきではないと感じます。

福田会長

先程、粗大ごみを出さない人というのがありましたが、私自身も出す年と出さない年がありますし、出さない年が多いです。私個人では、出す時は不要になった家具など、数年に1度程度です。それから大きな物については、私自身としては壊せるものは壊して可燃ごみとして出します。大きな葦なども細かく切って可燃ごみとして出します。また、衣類とか雑誌も町会で集めて出しています。

事務局提案は今までの原則を守ったもので、1回に5点まで出せます。ただし、大きな物や特定品目などの一部の品目に限って有料という提案です。これは、報告書の両論併記を受けて追加資料を作成したものだと思いますが、これまでの専門部会での流れや経緯など、専門部会長から説明をお願いします。

鈴木委員

専門部会では、3回目の後半ごろから本格的な粗大ごみ・不燃ごみについての議論に移りました。一応、最初の段階から一般家庭のごみ有料化として、テーマとしては可燃ごみ、粗大ごみ・不燃ごみという形に分けていたのですが、みなさん非常に熱心にそれぞれの経験に基づき議論をしていただき、結果的にうまく時間配分ができなかったことは大変ご迷惑をお掛けしたと思います。どうしても、そちらの方に時間を要してしまったことはお詫びいたした

と思います。

ただ、最初の段階から有料化全体として議論をしていこうという話で、確かに市の方からはそれほどどうするのかということはなく有料化というもの、そのものについてどうなのかという議論を専門的に色んな情報を含めて議論した専門部会だったと思います。そのもとで出した結果として、皆さんの意見が出されて取りまとめました。

有料化としては、可燃ごみは時期尚早で一致しているものの、粗大ごみ・不燃ごみについては意見が分かれたことは報告書にもあるとおりです。それが、言わば市の方針がない状態の中で、ニュートラルの状態の中で議論ができたことは非常に重要な成果だと思えます。しかも、その中で、有料化だけではなく、本来ごみ減量化として進めて行かないといけない部分は何なのかということ、それが一つの大きなテーマだと、そちらの方が大きな課題としてありましたので、その都度、その都度、議論がある中で、それに関しては市の方も今回の議論の中でも推進していくという方向で報告書を取りまとめました。

粗大ごみ・不燃ごみの部分が大きな問題であるという認識は、私としても薄かったことは申し訳なく思いますし、それにおいて、それを含めて、議論ということ、この場か若しくは別の機会なのか、しっかりと、どうあるべきかは皆さんで話し合うことが重要だと感じております。

事務局

先程のデータについては、受付業務を委託した業者からのデータですので、市の方で操作したデータでないことは申し添えておきます。

また、専門部会の中での進行につきましては、始めはごみの現状から入りまして、次に有料化全体の総論に移り、可燃ごみ、そして粗大ごみ・不燃ごみの議論になりました。最後、粗大ごみ・不燃ごみの議論では時間的に窮屈になったことは、不手際であったと真摯に受け止めており、お詫びいたしたいと思います。

くり返しになりますが、ごみ減量化施策を検討していただくための専門部会においては、有料化ありきとなる資料、或いは手数料体系などの資料を提示することはふさわしくないと思ったところです。実施すべき意見とまだ実施すべ

<p>大川委員</p>	<p>きでない意見の両方を受けた現状を踏まえまして、現在の市の考え方を本日、出さしていただいたものをご理解願いたいと思います。</p> <p>私なりに報告書や専門部会の議事録を確認しました。専門部会に手数料体系などの資料を提示しなかったということは、確かに議論してきた専門部会委員の気持ちは解るつもりでございます。私は諮問があったときから、市は何らかの有料化を考えていたのではないかと思います。専門部会の中で出さなかったということは、行政として気を使い過ぎたのではないか。有料化ありきと言われたら、専門部会委員には申し訳ないことになるという考えが行政にあったものと思います。本当は、始めから出していれば、違った議論もできたとも思います。その点ではもう少し、事務局が気を使わず、出した方がもっと良い議論ができたと思います。</p> <p>それと、今回の粗大ごみ・不燃ごみの有料化の件については、私は一部有料化でなくて全部有料化するのかと思っていました。しかし、今回の事務局の考え方は、全部でなく一部有料化するもので、また具体的には約6割の方が排出していないことの不公平もあります。有料化することによってごみの減量化にもつながっていくことになる。安易に粗大ごみを排出しなくなる。そういう市民の意識改革も出来ていくのではと思います。昨今の社会情勢を見ましても大阪府下的にも粗大ごみの有料化を行っている市が増えてきている現状、北河内の市の中でも粗大ごみの有料化を行っている市が増えてきていることありまして、粗大ごみの有料化の件は、具体的に進めるべきだと思います。しかも今回は一部有料化ということですので、私は本審議会で一定の結論を出して、後は行政側（市長）で方向性を出していただけたらいいのではないかと思います。特に有料化の件は、議会にも諮ることになりますので議会でも結論を出すことになります。そういう意味では、ここに3人の議員が委員としておりますが、今日の意見を聞かせていただいて、また参考にさせていただいて取り組んでいきたいと思います。また、先ほど、専門部会を再度、開催したらどうかという意見がありましたが、それは酷だと思います。専門部会としては報告書ということで結論を出されましたので、本審議会の中で専門部会のことも踏まえ</p>
-------------	--

<p>長畑委員</p>	<p>て、結論を出したらどうかと思っております。</p> <p>専門部会の中で、有料化を実施すべきとした意見と、まだ実施すべきではないとした意見の両方があった結果として、あくまでも今回の、追加資料が出てきたものと認識しております。これが専門部会の中で、有料化を実施すべきではないとした意見となっておれば、今日の事務局からの追加資料は出なかったと思います。意見が分かれたために、有料化を実施すべきとした意見と、まだ実施すべきではないとした意見の両方を取り込んだ形での提示となったのではないかと思います。</p> <p>ただ、最初から議論があるように、排出量の多い世帯の分まで税金で市民が負担しているのではないかと。それならば、有料化を実施したことによって税金が市民にとって還元されるなど、一定謳わない限り難しいところもあるのではないかと思います。</p> <p>今日、事務局が提示した考え方は、両方の意見を取り入れた、ベストとは言わないものの、この程度はやむを得ないものと判断しております。</p>
<p>岸田委員</p>	<p>先程も言いましたが、専門部会で意見を一致できなかったことから、市が折衷案を出してきたことに対して、委員の方から異論の発言がありました。その意見の中には専門部会の結論とは違うように私は認識しております。</p> <p>この案は、しっかりと考えられた上での中身ではないというように、先ほどの議論を聞いていて感じました。</p> <p>有料化の議論が市の中でテーブルの上に乗った。これは10年以上前から行政改革の中で、色々な負担増やサービスの削減とかが議論されてきた中で、ごみ有料化が項目として上がってきたことと記憶しております。それが、中々、市民の合意が図れなかったために進んでこなかった。それが今回、専門部会の結果、可燃ごみが時期尚早という結果に対して、どこか何か有料化を実施できないかを探り出してきた案だと私は感じております。</p> <p>したがって、今回の提案は、専門部会の意見を十分に踏まえたものではないものと感じており、そういう意味から、まず、賛同できないと言っておきま</p>

す。

また、私は、今日の審議会にあたって、粗大ごみの有料化について十数人の方に意見を伺ったところ、現在の経済状況で、生活の中で負担増となることは、社会保障の切り捨て、年金が下がっていることや所得が中々伸びないという中では、負担増に対する抵抗感は、非常に強かったことはあります。高齢者の方などは、日々の生活の中で、何百円、一般の労働者の方にはそれほどでもない金額でも、それを切り詰めて生活している方にとれば、粗大ごみの有料化は大変になるとの思いを持っている話を聞きました。こういう人たちへの一定の配慮も必要であると思います。

一方、不法投棄に関しては、現在は顕著に問題となっていないとのことですが、やはり、不法投棄を心配する声もありました。

市民の方の声からして、有料化については、現在の経済状況の中で実施するのは、今日の話では、私としては賛同できないことが現状です。

専門部会の設置は、そもそも、ごみの減量化を検討することが目的であったことからして、粗大ごみの中で、一定の大きさ以上のごみとか有料化の対象となるごみは、どのくらいの割合を占めているのか教えてください。

また、不公平があるとのことですが、そういった声が市に届いているのか教えてください。

事務局

まず、点数ですが、トン数という形では把握していません。追加資料の中にもありますが、粗大ごみ等を排出している世帯での平均排出点数は、1年間1世帯当たり約8点と先ほど、ご説明したとおりです。この中で、無料となるであろう点数は、3点から5点となっており、品目は小さなラックや座布団などでした。このようなことから、粗大ごみ等を排出している世帯での平均排出点数においては、無料となるであろう点数の占める割合が多いと思います。

次に、不法投棄に関しましては、現在、日々職員により、市内をパトロールしております。また、有料化の実施に関わることなく、不法投棄されているごみを発見次第、速やかに撤去しており、市民等からの通報などがあった場合においても速やかに対応しているところです。

	<p>不法投棄でも、色々なごみがありまして、道路上に放置される小さな袋から大きなごみである粗大ごみまであります。不法投棄については、まずは早期発見し、速やかに撤去することにより、新たに不法投棄がされない環境を構築することが重要であると認識しております。また、市民等からの通報などがあった場合においても速やかに対応しているところです。不法投棄については、有料化とは別の問題として、現在、重点的にパトロールを実施するとともに、看板の設置や可能なところにつきましてはバリケードの設置を行っており、今後とも取り組みを継続してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、不公平感につきましては、直接的には市に届いておりませんが、ただ、多く搬出している世帯があるといった指摘の声を聞いたことがございます。</p>
岸田委員	<p>私自身も申込み制になってから1回程度しか出しておりませんが、多く出されている世帯が多く税金を使われていると思ったことはあまりありません。公平感が市民の中で、どの程度有るのか、疑問に思います。このようにデーターにして提示していただいたら、見えるかもしれないが、市民がどの程度感じているのかは別かと思えます。</p> <p>また、粗大ごみの中で有料となりそうな物の割合については、無料となるであろう物が多くを占めるとの回答がありましたが、それでは、ごみの減量化に資することになるのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、不公平感についてですが、「参考資料」に記載しておりますが、有料化についてのアンケート結果に、費用負担の公平性化から有料化に賛成という結果がございます。</p> <p>次に、有料化することによって、物を大切に使用するという意識の向上を促し、不急の商品購入の抑制、リユース展への促進に繋がると考えておりますので、減量化が図られると思っております。</p>
岸田委員	<p>公平性の確保については、確かにアンケート結果にもありますが、これを言われるのなら、有料化に反対である意見が過半数であったこともよく見ておく</p>

べきだと思います。

また、リユースも含めてごみ減量化が促進されるとの回答ではありますが、確認したいのは、仮に有料化を実施した場合、どの程度、減量化になると予測しているのですか。そもそも減量化のための有料化ですので、その観点からすると、無料となるであろう物の占める割合が多いとのことですから、有料化する意義はあるのですか。

大川委員

先ほど手数料体系などの考え方の案が説明されましたけど、一部有料というものでした。また、有料化を実施しても、おそらく、ほぼ無料となる世帯が多くを占めると思います。しかし、有料化という言葉が一人歩きすれば、「市は有料化を実施した」ということが広がってまいります。したがって、一部有料化ということを私どもはきっちりと認識をして、特に不公平感の問題にしても6割の世帯が排出していないことについても、私は今日、初めて追加資料を見て理解しましたが、有料化を実施していく場合には、市民にもきっちりと説明して理解をしていただくことが重要であると思います。また、あまり「有料化」「有料化」と、確かに一部有料化であることから、これまで無料であった物の一部が有料化になるのですが、しかし、引越しごみなどの臨時ごみについては、現在でも、有料にて粗大ごみを排出していますので、一部有料化でも全てではない。多くは無料であると私どもは理解しながら、そしてそれが有料化することによって、ごみ減量化への議論にも進んでいきますし、また、市民の理解も深まっていくのではと思います。ただ、有料化だから反対するというのでは、この問題は解消できないと思います。そういう意味では今日の審議会で一定の結論を出すことも大切だと思います。同時に、四條畷市は交野市と四條畷市交野市清掃施設組合を設置して、ごみ処理を共同処理しております。そして、粗大ごみ処理は新しく「新ごみ処理施設」が竣工しても、同じく共同処理して行きます。そうすると交野市の動向もよく考慮して、同じように進めて、この問題を考えて行かなければならないと思います。この点は意見として申し上げておきます。

岸田委員	<p>交野市の動向については、専門部会でも議論になっていたと思います。その中で交野市とも議論しているけど、合わせなければならないものではないという報告もあったと思います。したがって、交野市の動向は、私も聞いていますが、交野市の状況に関わらず、四條畷市としてどうするべきかを本審議会で議論すべきだと思います。</p>
事務局	<p>交野市の現在の状況をご説明申し上げます。交野市におかれましても専門的に議論する検討部会を設置されております。家庭ごみの手数料の在り方として、3回の検討部会を開催し検討されたと聞いております。そしてその結果を昨年の12月に開催された交野市の環境審議会で、粗大ごみについては一部有料化が適当である旨を報告されたと聞いております。その大きな目的として、ごみの発生抑制を期待する、また、ごみの減量化及び資源化への推進からごみを減らす、最終処分場である大阪湾広域臨海環境整備センターの負担を軽減化する、処理経費の公平性を確保するという目的を持って進められているという状況です。</p> <p>次に交野市の動向にも考慮するということですが、専門部会の中でも議論がありましたが、事務局としましては、あくまでも交野市が有料化を実施するから四條畷市も実施するのではない旨、ご説明申し上げておりました。四條畷市として、ごみ減量化の在り方を検討していく上で、有料化を検討しております。</p> <p>ただ、新しくごみ処理施設が竣工いたしましたら、可燃ごみは引き続き、共同処理していくこととなりますし、粗大ごみ・不燃ごみについても、新たに両市で共同処理して行くこととなります。このようなことから、交野市とも協議調整していく必要があるとご説明申し上げております。</p>
鈴木委員	<p>ごみの事で以前、調査研究しておりましたので、有料化の効果という部分ですけれども、粗大ごみについて明確にということではないのですが、京都市等の経緯も含めて申し上げます。</p> <p>申込制を導入した段階と有料化を実施した段階と、それぞれで、減量効果は一定、認められるといった傾向がございます。それぞれ、呼びかけをきちんと</p>

行い、有料化となれば、それに応じてどう対応していくかを考えるきっかけの提供という点では、効果は間違いないと思います。

今回、市が提案した内容は、すべての物を有料化するのか、どこまでするのかは裁量の部分はあると思いますが、有料化の規模が大きければ大きいほど、効果も出てきますが、それについては検討が必要ではないかと思います。

あと一点、ここでの議論を聞いておりました、非常に四條畷市が羨ましく思いました。粗大ごみの有料化については、一般に、可燃ごみの有料化に比べて、あまり他の自治体では認識してないことが多いように思います。「有料化」「有料化」というと、大抵、可燃ごみを有料化にするのか、無料にするのかが議論の中心であって、それによって減量がどうなるのか議論が活発になるところはありますが、今回、四條畷市では、一部のところではありますが、粗大ごみというところで、これだけ真剣に課題点や問題点、また効果についての意見が出されていくのは良いことだと思います。と言いますのは、あまり、粗大ごみが可燃ごみと違って認識がしにくい部分があると思います。どんな品質の物があるのか認識しにくい、また資料も出しにくいところがあり、その中で議論していかないといけない部分があるかと思えますし、こうした議論の中でそれぞれ問題点をきちんと指摘されたということは、それに応じて対策をしていくという道筋もきちんと議論の中で明確になってきたと感じております。

大重委員

本日の審議会では最終的にどういった取りまとめで、その有料化にイエスかノーか、みたいな話になるのでしょうか。

福田会長

今日、追加参考資料を出された時点で、これについての事務局の考えについて、賛成をいただきたいというのが事務局の意向であります。粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系の考え方の案というものがありますが、これについて専門部会で議論された意見を踏まえて事務局の方で、このようにまとめられたということです。ですから、事務局としては、粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系の考え方の案により有料化について修正意見を出していただくということになります。

大重委員	その修正意見というのは、いつ出すのでしょうか。
事務局	<p>事務局としては、専門部会で両論があったことを受けまして、審議会の中で方向性を決めていただきたいと考える中で、事務局の考え方を示さないまま、ご審議いただくことは難しいと感じましたため、今回、お示しした訳でございます。粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系の考え方の案をお示した上で、本審議会において有料化を実施することについての方向性をご審議いただきたく、お願いしております。ただし、手数料体系自体をどのように修正するのかの議論については、本審議会後に、条例案として議会の方でお諮りするものと思っております。したがって、手数料体系自体を本審議会でご審議いただくという事は考えておりません。</p>
大重委員	<p>まず、この粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系の考え方の案に賛成かどうかをみなさんに聞いた後に、実際はこれじゃないかも知れない案が私たちの意見の通らないところで決まるということでしょうか。</p>
事務局	<p>あくまでも、こういった考え方の中でご審議いただきまして、ただ、大きさを何メートルから何メートルまでにするのか、こういった品目を指定するのかということに関しましては、本審議会でないところでお諮りするものと思っております。条例という形になると考えております。</p>
大重委員	<p>本審議会でないところとは、どちらでしょうか。</p>
事務局	<p>今申し上げましたのは、当然、条例ということになりますので、議会の方となります。手数料としては、最終は、議会にお諮りいたしまして、ご可決いただくようになります。</p> <p>現在は、あくまでも考え方として、お示しさせていただき、この考え方のもとに、今後、有料化を実施して行きたいと事務局の考え方を示した訳でありまして、手数料自体の中身である1点につき手数料をどの程度に定めるか</p>

	<p>は、市の方で案を考えた上で、条例に謳っていかねばなりませんので、この条例は議会にお諮りし、ご可決いただくこととなります。また、条例を上程させていただきます前には、パブリックコメントを行いたいと考えております。</p>
大重委員	<p>今、聞かれるているのは、有料化を実施するというイエスかノーを出すということでしょうか。</p>
事務局	<p>本審議会の中では、どの品目をいくらの手数料にするなどのところまでのご議論は必要ないと考えております。</p> <p>あくまでも事務局の考え方としてお示しし、この考え方のもとに、今後、条例化の前にはご意見をお聞きし、取り入れられるものについては取り入れるところはあるかもしれません。お示した手数料体系の考えている中で、本審議会で結論をお出し頂きたいと考えております。</p>
大重委員	<p>この考え方の、一定の結論というのが全く解らないのですが、どのようにしたら良いのでしょうか。どういうふうにとまるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今までは申し込み1回につき、5点まで無料で粗大ごみ・不燃ごみを排出されてきました。その中で、一定の大きさの品目や指定する品目については有料化を実施するかどうかを、ご審議いただきたいと思っております。</p>
大重委員	<p>先ほどから話題になっている45リットルの袋だったら無料だから、一部有料になるだけじゃないかという話なんです、いわゆる、粗大ごみは一定の大きさ以上のごみであり、指定した品目のごみではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>粗大ごみの中には、小さな電化製品なども含めて定義しております。その中で、確かに大きなタンスなども含んでございますし、また、小さくして排出していただいている現状もございますし、一定のサイズ未満にして排出していた</p>

	<p>できれば、無料となることを考えております。そういう意味では45ℓの袋に入れて出すものは無料ということになります。大きなごみを排出される場合、大きさの体系に照らした手数料にはなりますが、一定のサイズ未満のものや一定のサイズ未満にして工夫して排出していただければ、無料となることを考えております。</p>
大重委員	<p>不公平感という問題に関しては、今回の事務局の制度が通った場合に、やっぱり、例えば指定した品目に有料ごみにテレビとか含まれるとした場合、マンションのごみ置き場でも、しょっちゅう、置かれています。それはこの制度になった場合でも置かれると思います。それに、ちゃんとお金を支払っている人と、支払っていない人が不法投棄をした場合、その方が不公平感になるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>不法投棄に関しては、先ほども申しあげましたとおり、不法投棄が不法投棄を呼びますので、速やかな対応に努めているところでございます。また、啓発等も進めて行きたいと考えております。</p>
大重委員	<p>私の住むマンションなんですけれども、私有地です。</p> <p>今までも何度も不法投棄がありましたが、その都度、市役所に連絡しますが、私有地であることから、基本的には市では撤去できないと回答されましたが、場合によっては回収してもらったこともあります。こういった場合でもこれからは、撤去してもらえるのでしょうか。</p>
事務局	<p>私有地での不法投棄は基本的には市では撤去できませんので、マンションのみなさんが意識をしていただいて、出してはならない物を出さないようにしていただくこととなります。ただ、マンション以外の誰が出したかも解らないようなごみといった事例の時などは、現状として対応させていただく場合があります。</p> <p>また、法令的には、マンションを管理されている方が処分をしなければなら</p>

	<p>ないということになります。しかしながら、ケース・バイ・ケースで、このような場所になぜこんな物があるといった事例の時は、現地確認を行い、状況等を判断させていただいたうえで、市が対応する場合や敷地の所有者の方が対応していただく場合がございます。</p>
大重委員	<p>今後、今回の事務局の制度が通った場合、不法投棄が増えていくと思います。だからも咎められず、そこに捨てればいいという状況にはなりませんか。なぜなら、手数料が発生するから。</p>
事務局	<p>当然、マンションの場合、マンションを管理されている方が責任を持って処分しなければならない訳でございますので、マンションにお住まいの方が放置するのか、全然違う誰かが放置するのかは解りませんが、基本はマンションを管理されている方が処分するという形になります。</p>
大重委員	<p>そうすると、市は関与できないということでしょうか。</p>
事務局	<p>関与できないとまでは言いませんが、状況により現地確認を行った上で、判断させていただきたいと考えております。</p>
大重委員	<p>マンションの普段のごみ置き場での不法投棄があるのですが。</p>
事務局	<p>マンションの普段のごみ置き場は、マンションを管理されている方が基本は処分していただきます。</p>
太田委員	<p>今回の、この粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系考え方の案に反対しなければ、一部であっても有料化に本審議会はゴーサインを出したことになる訳ですね。</p> <p>専門部会でも申し上げたのですが、行政が新しい施策をする場合に説明とか、こういう大きな問題がある、こういう課題があるということで、今までのものを変更して、新しい施策を出すということでなければあまり市民が納得し</p>

事務局	<p>ないと思います。市民の理解が得られるかどうか、確かに公平感については、今日も具体的な数字を示されていますけれども、これは粗大ごみ・不燃ごみの受付の件数でしょうか。</p> <p>市が委託している受付業者へ申し込まれた、粗大ごみ・不燃ごみの受付の件数です。</p>
太田委員	<p>不燃ごみの内、「不燃小物回収箱」を利用されている人もおられる訳ですが、これらの人の数字はあがってこない訳で、それがプラスされるとは思いますが、これも。</p> <p>私もグリーンホールに設置している「不燃小物回収箱」へ、よく持っていくのですが、その「不燃小物回収箱」が一杯になっていることをよく見かけます。</p> <p>不公平感については、これまでずっと聞いていることで、今ここで、それが大きな問題だと言えるのかどうか、新しい施策を市民に提示するとなると、「こういうことだから」という説得材料がなければ難しいと思います。そういうことから、賛成はできません。</p>
事務局	<p>「不燃小物回収箱」につきましては、今回の、この粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系考え方が通った後でも、継続して行きたいと考えております。</p> <p>本日の追加参考資料に記載しました、排出する世帯と排出していない世帯の割合をお示ししましたが、これにつきましては、今までこういった状況であることを、市として考えていかなければならないと思っております。したがって、今までにもあった不公平感の解消を有料化を実施する要因の一つとして上げて、進めてまいりたいと考えております。</p>
長谷川委員	<p>ごみの有料化に向けて、一番抵抗感が少ないだろうと思われる2項目から有料化を始めて行こうということだと私は受け取ってしまいました。</p> <p>最低限、今日いただいた2つの追加参考資料を、1週間前に他の資料と一緒に事前に配布して、市としてはこういう考えですと、このことに対して、本日</p>

の審議会で結論までもって行きたいと思っていますと、このことについて、あなたは考えて来て下さいと言う一文が添えられて、この資料と一緒に入っていたら、私はこんなに不愉快じゃないと思います。今日、渡されたことが、腹立たしいです。

ここから始めて行くと仮定して、一定の大きさ以上のごみと他の委員からもありましたが、切り刻んで45リットルの袋に詰めればいいんですよね。私自身経験していますが、よしずを出す時に、私はマンションに住んでいるので、剪定ばさみを購入して切りました。小さなタンスぐらいだったら分解できる能力のある方は45リットルの袋に詰めることができますと思いますが、弱者と呼ばれる方はそれが出来ないことがあると思います。

身体的にご不自由な方やご高齢者の方は、ご自身で粗大ごみを定められた場所へ排出するだけでも大きな負担となります。このような方を助ける気持ちをもった方が引き受けてごみを出す。今日いただいた追加参考資料に記載のある4割の世帯に含まれている気がします。

また、一定の大きさ以上のごみを「小さく刻める人」と「刻まない人」ではなく「刻むことができない人」、がいると思います。指定した品目のごみを今後、検討しますと事務局は説明されましたが、一定、考えがあると思います。例えば、どのような品目を考えておられるか教えて下さい。

事務局

まず、本日の2つの追加参考資料が以前からもっと早くに出しておれば、もっと検討もあったということについては、事務局から出すタイミングが遅れたことについては非常にご迷惑をお掛けし申し訳なく、お詫びいたします。

次に、指定品目については、事前配布している参考資料の19ページに「北河内7市の粗大ごみ・不燃ごみ等の定義及び手数料状況」をご覧ください。守口市では食器洗い乾燥機や電子レンジ、スプリングマットレス、電子ピアノなどが指定品目に挙がっております。また、枚方市では、し好品や処理に手間がかかるものやゲーム機などが指定品目に挙がっております。

四條畷市としましても各市の指定品目を参考に検討してまいりたいと考えております。

福田会長	他の委員の方でご発言のある方はお願いします。
西川委員	<p>今回の、この粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系考え方の案については、指定する品目のごみを今後、検討しますと事務局は説明されましたが、大体、このような品目を想定していますと教えていただきたいと思います。</p> <p>と申し上げますのは、かさ1本で収集してもらうのは気の毒と思い、かさ1本を「不燃小物回収箱」へ持って行ったのですが、かさは回収できないと言われました。それで、かさ1本でも有料になるのか無料になるのかは、主婦にとっては大変なことなので、指定する品目を漠然とではなく、今後検討しますではなく、きちんと提示いただきたいと思います。</p>
事務局	<p>まず、「不燃小物回収箱」についてですが、「不燃小物回収箱」は市内の数か所に設置しております。この「不燃小物回収箱」は、粗大ごみ・不燃ごみの中でも食器類（お茶碗、お皿、コップ等）のような小さなものについて回収する箱としております。また、ある程度貯めていただきましたら45リットルの袋に詰めて粗大ごみ等に申込んでいただきますが、貯まるまで待ついただくことがご不便をかけるということで、15センチメートル四方以内の不燃小物とさせていただきます。したがって、このような設置の趣旨と違う「かさ」は回収できない物といたしております。</p> <p>次に、指定する品目の手数料ですけれども、現時点においては、枚方市などの他市の事例では、300円から1,800円で設定されておられます。したがって、四條畷市としても一定、他市の事例から大きく逸脱することが無いように設定いたしたいと思っておりますが、現時点においては、そこまで詳細に定めることは難しいと考えております。</p> <p>今後、有料化の方向が定まりましたら、市の方で案を作成し、パブリックコメントなどを活用して市民の皆さまにもお知らせしたいと考えております。また、有料化となった場合につきましては、一定、交野市とも調整を図る必要もあるものと考えております。</p>

太田委員	<p>指定する品目ですが、他市の事例からも、たぶん電気製品も入ると思います。先ほども申しましたが、電気製品を無料で回収する業者がおりますので、もっと、周知して、自治会がどのような形で取組みができるのか、各自治会のご事情も違いますが、そうでなければ、有料化になっていくので自治会の方も出来ることがあると思います。また、他の委員も言われましたが、まだ知らないとか、或いは、このような取組みをされていない自治会とか、多々、あると思います。もっと、周知して、有料化を先に出すのではなくて、こういうことが出来ると知らしていく必要があると思いますし、有料化を実施する前に出来ることあると思った訳です。</p>
事務局	<p>有料化の実施にあたりましては、有料化以外にも有効となる事項について、ご意見をいただいて報告書にまとめているところです。これを踏まえまして、検討してまいりたいと考えております。</p>
福田会長	<p>事務局としては、今回、粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系考え方の案を出されておりますので、本審議会として何らかの結論を出してほしいということです。これについて、他の委員からも色々な意見が出されております。こういった意見や条件を付して、この事務局の粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系の考え方の案を認めていくことは如何でしょうか。</p>
大重委員	<p>条件付きの条件は何ですか。</p>
福田会長	<p>例えば、先ほど太田委員の言われたことを踏まえてはどうかと思います。また、各委員が述べられた意見を付して、認めることとしては如何でしょうか。</p>
大重委員	<p>太田委員の言われたのは、品目が何とかではなく、専門部会で私たちがやってきた、それ以前にやるべきことがあるんだという意見全体のこととも含まれていると私は認識したのですが。</p> <p>条件付きとする場合、専門部会で出た意見全体を条件とするのであれば解り</p>

	<p>ますが、意見としてこれを付けるというのであれば、それはそれでまた、新たな意見が出て、すごく、まとめるのが難しくなると思います。</p>
福田会長	<p>色々な意見がありますが、賛成か反対か決を採らざるを得ないと思いますがいかがでしょう。</p>
大川委員	<p>私は有料化を進めるべきとの考えを持っておりますが、進めるべきではないと考えておられる方もおられるので、両意見を答申の中に入れて、会長の言うようなことも含めて意見として出せば、今日、審議会で一定の結論が出せるのではないかと思います。ただし、本審議会が有料化を決定するのではなく、もちろん行政の方に届いて、市長を含めた行政の方で検討して、またパブリックコメントも実施して意見を聞きながら最終的な案になり、そしてそれを議会に提案して、最終的には議会の議決がなければ進むことができませんので、やはり、一定、時間がありますし、行政の方でも議論する時間が必要であると思います。そういう意味からすれば、今日、両方の意見を出して答申を出すのが、私は賛成であります。</p>
太田委員	<p>今日の、この議論だけで結論を出すことは無理ではないかと思います。</p> <p>専門部会で実施すべきでないとした意見の中で、いくつか指摘もされていますし、商品購入の抑制や物を大切に使用するという意識の向上については努力をするための余地がまだ必要であるとか、色々とまだ、実施する前に議論もし検討もし、進めて行かなければならないことがあるんじゃないかという意見もあったのです。それを踏まえるならば、今日、ここで、一部であれ、有料化を進めるの事を良しとするには、まだまだ、ならないと思います。</p> <p>また、答申を出さないといけない時期とかあるのでしょうか。今日、ここでの議論で、意見を集約してというのは、私は無理じゃないかと思いますが、如何でしょうか。</p>
岸田委員	<p>私も今の太田委員の内容に賛成です。申し上げてますように、今日の段階で</p>

は、市民の方の意見を聞いた私自身の判断の中では賛成はできません。

また、今日、粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系考え方の案を出されたことで、行政として何年度から開始しなければならないと決めて取り組むべきではないと思います。もう少し、時間をかけて議論すべきと思いますし、専門部会の報告書でも市民の意見を聞くことも入れていただいています。また、本市では条例案でパブリックコメントを実施し、その後、議会に諮るとの事ですが、交野市では、12月に審議会を開催して、それを素案として2月にパブリックコメントを実施し、その後再度、審議会を開催して答申を出すと聞き及んでいます。

したがって、今日、賛成と反対とに意見が分かれている状況で、間に市民の意見を聞くことを設けるとか、例えば環境フォーラムに会場された市民の方にアンケートを取るとか、そういうことも出来るのではないかと思います。やはり、一般の市民の方がどのように考えているのかが重要であると思いますので、そのようなことを踏んで、再度として行っていただきたいと思います。

事務局

今回、環境審議会の中で、専門部会を設置していただいて、そのメンバーには一般の市民の方々にも参加していただいて、一定、有料化についてご意見をまとめさせていただきました。その中では、家庭系一般廃棄物の可燃ごみについては、まだ、時期尚早とし、また家庭系一般廃棄物の粗大ごみ・不燃ごみについては実施すべき意見と、まだ、実施すべきではない意見に分かれ両論併記として、本日、開催させていただいた本審議会でご報告させていただきました。また、今日の本審議会の中でも、今、議論をいただいている訳ですが、事務局としては、一定の方向性を答申していただきたいと思っております。家庭系一般廃棄物の可燃ごみについては、時期尚早という一定のお答えをいただきましたので、家庭系一般廃棄物の粗大ごみ・不燃ごみについても、一定の方向性のお答えをいただきたいと考えております。

そのようなことから、今回、事務局としては、追加参考資料を出させていただきましたし、事務局の考え方の方向性を示させていただきましましたと考えております。したがって、この審議会の中で一定の方向性のお答えをいた

<p>大重委員</p>	<p>だきたいと思っております。</p> <p>今、専門部会や環境審議会で市民を取り入れて意見をいただいたと申されましたが、報告書の内容が、全然、取り入れられていないのに、それで、意見が両論あったという結論にされたら、最初から多数決にすれば、4回も専門部会を開催しなくても良かったのではないのでしょうか。</p> <p>しかも、今までの市民のアンケートでは、有料化には反対の意見が多かったと出ているのに何だったのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>専門部会の中では、粗大ごみ・不燃ごみについては、まだ、実施すべきではない意見の方も多かったということがありました。</p>
<p>大重委員</p>	<p>それは解るのですが、賛成すべきか反対すべきかだけでないそれ以外の色々なやり方について私たちは議論をしたのに、最終的に賛成なのか反対なのかということばかりになってませんか。このことを聞くだけであれば、本当に4回も専門部会を開催しなくても良かったと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それにつきましては、始めは、今現在のごみの在り方でありますとか、ごみの現状を踏まえて、ご議論をいただいたと思っておりますので、それがいらなかったということではないと考えております。</p> <p>専門部会の中では、実施すべきかどうかの議論の前に、ごみ減量化の在り方について議論していただきました。その中で可燃ごみについては時期尚早と、ただ、粗大ごみ・不燃ごみについては両論併記になったということは、各委員それぞれにお考えがありますので、報告書については、真摯に記載させていただきました。</p> <p>先ほど部長が申しあげましたとおり、報告書を受けたことにより、今、本審議会にて、ご審議いただく上で、事務局の考え方の方向性を案として出させていただき、一定の方向性のお答をいただきたいと考えております。</p>

岸田委員	<p>専門部会委員の方が一生懸命議論されたことに対して、今日、行政が不信感を生んでしまっていることを本当に残念に思います。今日、結論を出すことは、有料化の方向に進めたいがために急いで結論を出すというようにしか思えません。今までの議論がなんだったのかということが、専門部会委員の方から出ています。これは、このまま結論を出して良いのか、行政として有料化したという思いがあっても、これだけ、異論が出ている中で強硬に進めるのは、手法としては問題があると思います。もう少し、やり方を考えて市民の意見を聞くなり、再度、考える時間をいただきたいと思います。</p>
大川委員	<p>審議会に参加していただいている委員のみなさまには、ご発言いただいている委員だけではなく、ご発言いただいていない委員のみなさまもおられます。そういうことで、ご発言いただいていない委員の皆さまも含め、ご出席の委員のみなさまの全員が、もう1回開催をするべきとの意見なのか、それとも、今日、結論を出して良いと思っておられるか、一定、会長、結論をとらなければ、時間ばかりを要することにはなりませんでしょうか。</p> <p>専門部会でも議論していただき両方の意見があったということも聞かせてもらいました。専門部会の中でも、有料化を実施すべきと考えられている委員、まだ実施すべきではないと考えられている委員もいらっしゃると思います。ご発言されていない方の意見もお聞きした方が良いのではと思いますので、できれば会長の方でご発言を求められたら如何でしょうか。</p>
福田会長	<p>ご意見ございますでしょうか。</p>
長谷川委員	<p>専門部会に出席した委員は、みなさん、ご発言いただきました。</p> <p>私は市の方針でこうなりましたからと言っていた方が、すっきりします。もし、市民の声を聞くという思いをお持ちなら、市民に知らせるという手段として、広報とホームページと環境白書というように書いてありますが、実際問題、広報をきちんと目を通して人やホームページを閲覧している人、環境白書を読んでいる人は、悲しいことですが少ないと思います。パブリック</p>

コメントを実施するとのとですが、私は実際に意見を出したことがあります
が、パブリックコメントへ意見を書くのは手間がかかります。パブリックコメ
ントに慣れている人は、そうでもないかもしれませんが、初めて取組もうとす
る人は、とても敷居が高いものです。市民の声が本当に聞いているのか疑問で
す。また、私は市政モニターも参加させていただいておりますが、市政モニタ
ーの回答を見れば60歳代～70歳代の方が9割となっております、20歳
代～50歳代の方は一人か二人程度のご回答となっております。若い人からご
高齢の人、男の人から女の人までの意見を聞いてもらって、市政に反映された
らと思います。市政に踏み込んでこない市民の方が悪いということもあると思
いますが、市民の声を聞くということになれば、実際、現実として、どうい
うことなのかと考えます。

藤原委員

審議会委員に選んでいただきまして、委員の一人として、このごみの問題に
ついて、自分なりに意見を、色々なことを参考にして申し述べるべき立場にい
ると考えております。

専門部会で考えられた中身について、報告書を見せていただいて、私が考え
ていた以上の議論がなされていたように思いますし、その議論の上で、両論併
記ということで、この環境審議会に諮られてきたということもあると思いま
す。

その上で、有料化を実施すべきであるという意見を持っております。ここ
にも記載がありますが、費用の負担となることの公平性の確保については、やは
り行っていくべきだと思いますし、同じく記載がある、これから周知啓発して
市民の意識改革して集団回収への利用を促していくという観点も、もちろん必
要であると思えますけれども、実施すべきか、すべきでないかということにつ
いては、委員の一人として実施すべきであると考えております。

この審議会の第1回目の議事録を見ていますと、「第2回審議会で審議いた
だいた内容を、第3回審議会できりまとめをしていただき、最終的に諮問に対
する答申を出していただくという流れです。」という説明が、第1回審議会
でなされております。私もこの流れに沿っていくものと考えて、今日の第2回審

<p>諸岡委員</p>	<p>議会に参加いたしましたし、ここで何らかの結論を出すということは必要でないかと思っております。</p> <p>その上で、私は委員の一人として、粗大ごみ・不燃ごみについては、他市の状況もみて、色々、専門部会での議論と重なりますが、私は有料化は実施すべきであるという考えで、今までのお話を聞かせていただきました。</p> <p>私は大阪府の行政の立場であり、発言を控えておりましたが、有料化したらいいと思います。一部ということなので。試行的なもので良いのではと思っております。実施して見て、いろんなことを検証して、制度を変えて行けばいいと思います。可能なところから実施したらどうかと思います。</p> <p>ただ、この審議会の進め方、普通、意見をまとめるのであれば、答申案のようなものがあり、それについて議論を行わなければ、どこまで認めていいのか、みなさんが戸惑われていると思います。そのところが、もうひとつ見えなく、議論が少し噛み合っていないというような感じに思います。</p>
<p>黒岡委員</p>	<p>同じく私も行政の立場でありますので、極力、意見は控えておりましたが、一定の審議会で審議した成果を一定の時期に得るとするのは、必要であると思っております。</p> <p>最終的には答申で、それを採用されるか、採用されないかは行政当局の判断であると思うんですが、そこにいくに至っては、一定の答申案のようなものがあれば良いと思うんですが、時期的なものや回数の問題があるのであれば、一定の判断を示すべきであると思っております。</p> <p>今までのごみ行政について、この資料の他にも色々見させてもらって来ていますが、一定、有料化の部分については、近隣市の状況からもそういった流れがあり、必要ではないかと思っております。</p>
<p>福田会長</p>	<p>事務局とすれば、今日、一定の結論を得たいということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日、諮っていただきたいと思っております。</p>

福田会長	<p>色々のご意見をいただき、ありがとうございました。ここで賛否を問うしかしようがないと思います。</p> <p>事務局の粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系の考え方案では、月に1回、5点まで申し込める原則を守って、今後、一定の大きさの品目や指定する品目については一部有料化を実施したいというものです。根拠としては公平性の確保などとなっています。</p> <p>採決をさせていただいても、よろしいでしょうか。</p> <p>— 「結構です」の声あり —</p> <p>それでは、事務局から出されました、粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系の考え方案について挙手を願います。</p> <p>賛成：7名 反対：4名 (挙手なし：2名)</p> <p>多数決でございますが、粗大ごみ・不燃ごみの手数料体系考え方の案について、賛成多数ということで認めていただきました。</p>
大川委員	<p>答申案の文書は、いつ出来るのでしょうか。</p>
事務局	<p>次回、環境審議会につきましては、3月7日(月)14時から、この委員会で開催させていただきたく思っております。その中で、答申案をご提案して、ご審議していただき、とりまとめをおこなっていきたいと考えております。</p>
大川委員	<p>そうすると、字句の修正等は、そこで聞かれるということですか。</p>
事務局	<p>次回、答申案をご提案して、次回の審議会の中で字句等の修正をお伺いした</p>

	<p>中で、最終的にそこで決めさせていただきたいと思っております。</p>
福田会長	<p>他にご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>3月7日ということで予定が入りましたので、ここでお聞きしたいことはございませんか。</p>
長谷川委員	<p>傍聴について確認しますが、審議会の途中からの傍聴について確認したいと思います。</p>
事務局	<p>傍聴者には定員がございます。傍聴者の入場は、傍聴定員に達したときにはお断りすることになるかと思っております。定員に達していない場合は、審議会委員のみなさまにお諮りした上で、可能かと考えております。</p>
岸田委員	<p>今、ここで、残念な結果となりましたけれども、3月7日に答申案をご提示される訳ですので、今回の環境フォーラムで、みなさんが取らなくてもいいですが、アンケート用紙でも置いて、粗大ごみの有料化についてどう思われるか、市民の意見を聞いてください。本当に強行に進めた印象があります。この審議会委員の中でも、公募で委員になられた市民の方々の多くが反対を表明している中で強行するのは、許し難いと思っております。有料化の実施にあたっては、市民の意見を聞くことが必要であるとした、専門部会の報告書の内容をしっかりと行ってください。</p>
大川委員	<p>今のご意見ですが、この場で有料化の実施が決まる訳ではございません。</p>
大重委員	<p>ほぼ決定ではないのですか。</p>
大川委員	<p>本審議会の答申を受けて、市長がどのように考えるかが残っておりますし、それが無茶だとかいうことは少し言い過ぎではないかと思っております。</p>

大重委員	こうした意見が聞いてもらえないことは、非常に残念なことだと思います。
大川委員	それは専門部会で出された意見を当然、事務局できちんと受け止めていますので、そういうことも含めながら、今後、行政の中で活かされていく。決して無駄ではないと思います。そのように理解していただければ、進んでいくものと思っております。
大重委員	こちらは理解できますが、あとは議員のみなさま次第なのでお願いをします。
大川委員	アンケートのことですが、アンケートも取り方によっては、答えが左右しますので、今になってアンケートを取ることは、行政がこのあと、判断してもらえばいいのではないかと思います。この審議会で決議をする問題ではないと思っております。
太田委員	もう少し付け加えますが、専門部会でも今日でも、色々と市民に周知する方法が色々と言われているんです。ところが、私も含めて、たぶん、市民のみなさんは、あまり、見えてないと思います。今回、このような結論が出て行けば、市民の反応というのは、色々出てくると思います。市民に周知する仕方、広報の仕方をもっと考えて行かないといけないと思います。 色々なところで返って逆に問題があるとか、反発を招くとか、懸念材料があると思います。広報の仕方が、ものすごく弱いと思います。市としてこのようにやっていくんだということを、もっと、しっかりと伝えていってほしいと思います。
福田会長	最後に、事務局として、まとめの言葉はありませんか。
事務局	本日は色々ご意見いただきまして、また、事務局としてもやり方についても不手際もあり、大変申し訳なく思っております。

	<p>答申案をまとめるに至りましては、ご意見があったということについては、その中で、まとめさせていただき、次回の環境審議会にご提示していきたいと思っております。</p> <p>本日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。</p>
福田会長	<p>その他に議事等はございませんか。</p>
事務局	<p>ございません。</p>
福田会長	<p>本日は長時間にわたり、ご審議いただきまして本当にありがとうございました。</p> <p>それでは、これで終わりたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>